

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	建設局下水道部施設管理課（許認可担当）（ 06-6615-6260 ）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	下水道管理者以外の者の行う工事等に関する施工承認
概要	下水道管理者以外の者が公共下水道の施設に係る工事を行う場合において、下水道法（昭和33年法律第79号）第16条の規定による公共下水道の施設に関する工事を行おうとする者は、第9号様式「公共下水道施設築造工事施工承認申請書」による申請書に、設計図及び工事仕様書を添付して、これを市長あて提出しなければなりません。
根拠法令等 及び条項	下水道法第16条 大阪市下水道条例施行規則16条 (http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html) 「下水道管理者以外の者の行う工事等に関する実施要綱」 http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000074605.html
審査基準	<p>施工承認の範囲及び工事に伴う経費その他その施工に関し、別紙「下水道管理者以外の者の行う工事等に関する実施要綱」に定める条件を満たすことが必要です。</p> <p>（１）申請様式に関する事項</p> <p>① 施工承認の対象（下水本管、取付管）が明記されていること。 ② 設計図（位置図、平面図、断面図）及び仕様書が添付されていること。 ③ 施工する業者が明記されていること。なお、その業者は、必要な資格等を有していること。</p> <p>（２）実務に関する事項</p> <p>① 管路管理センターの立会を受け、築造する下水道施設の内容を把握していること。 ② 本市受託施工よりも申請者による施工のほうが妥当であると判断されること。（早急に施工する必要がある場合など）</p> <p>※ 下水道法第16条 公共下水道管理者以外の者は、公共下水道管理者の承認を受けて、公共下水道の施設に関する工事又は公共下水道の施設の維持を行うことができる。ただし、公共下水道の施設の維持で政令で定める軽微なものについては、承諾を受けることを要しない。</p>
標準処理期間	10日
経由日数	—
提出先	建設局下水道部施設管理課（許認可担当）
提出時期	随時
提出方法	公共下水道施設築造工事施行承認申請書と添付書類を建設局下水道部施設管理課（許認可担当）へ提出してください。
手数料	「下水道管理者以外の者の行う工事等に関する実施要綱」に定める事務監督費
相談窓口	建設局下水道部施設管理課（許認可担当）
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000074605.html
備考	